

第6章 工事の手続

6.1 工事の申込

給水装置工事の申込をしようとする者は、新潟市指定給水装置工事事業者の中から工事を施行させる者を選定し、工事の契約を行い、管理者に申し込むものとする。工事申込から施工までに要する期間については、図6-1を参考にすること。

指定給水装置工事事業者は、次に掲げる書類のうち申込に必要なすべての書類を、申込者に説明のうえ作成し、その確認を得て給水装置課へ提出するものとする。

(1) 給水装置工事申込書兼竣工届

所定の用紙に申込者、指定給水装置工事事業者名及び必要な事項を記入し、申込者が署名したもの。

- ① 申込地、申込者の住所は番地まで記入するものとし、氏名は十分確認のうえ、ふりがなをつける。また、申込もうとするものが複数の場合は、代表者を1人または1法人等を申込者とする。
- ② 申込者、分岐承諾等が法人の場合は、法人名及び代表者名を署名又は記名にて記載する。

(2) 水理計算書

メーター口径φ40mm以上及び3階建て以上の建築物に直結方式で給水する場合の給水管口径の算定、及び受水槽方式の場合のメーター口径決定、受水槽容量等の算出根拠を示すもの。その他配水支管への影響が大きいと考えられる場合に、配水支管の圧力変化を算出したもの。

(3) 受水槽設置図及び受水槽以下の配管、系統図

受水槽の有効容量、吐水口空間、取り付ける器具等が明示されているもの。及び受水槽以下の配管と直結配管の口径、それぞれの位置関係及び系統（直結、受水槽以下、消火用水等）関係を表したもの。

(4) 道路占用申請書

国道、県道、市道、河川、国有地・国有水面等の公道等に給水管を布設する場合、それぞれの管理者に提出する申請書

(5) 所有権変更届

変更工事を申込み場合に、申込者名を変更する届けで、新旧の所有者が署名したもの。
(法人の場合は記名でも可)

(6) その他管理者が必要と認める書類

- ① 出水不良となる恐れがあるときの誓約書
- ② 利害関係人が居所不明、その他の事由によりその同意が得られない場合の申込者の誓約書
- ③ 自己認証品に係る性能基準適合確認書 等

6.2 設計審査及び工事着手

設計審査及び工事着手は次に示すとおり行う。

- (1) 申込書の記載内容及び設計図書に基づき、使用材料、取付器具及び工法等について「新潟市給水条例」，「新潟市給水条例施行規程」，本指針に基づき調査したうえ、現場等の調査もふまえて審査を行う。
- (2) 審査の結果、支障のないものは工事着手を承認する。
- (3) 工事着手の通知は、加入金、工事検査手数料及び工事納付金通知書の発行をもってこれにあてる。
- (4) 前記の納入金は必ず納入期限までに納入すること。着手承認後、90日以内に納入しない場合は、工事申込を取り消すかどうかの意思確認のため、申込書を指定給水装置工事事業者へ返送する。
- (5) 納入金が発生しない場合で、着手承認後、90日以内に工事に着手しない場合は、工事申込を取り消すかどうかの意思確認のため、申込書を指定給水装置工事事業者に返送する。
- (6) 審査の結果、支障あるものと認めるときは不備事項を明記し、指定給水装置工事事業者に返送する。この場合、早急に不備事項を訂正または必要事項を記載のうえ、申込書を再提出しなければならない。
- (7) 加入金、工事検査手数料の額については、「新潟市給水条例第33条の2、第34条」の通りとする（第15章「参考資料」参照）。ただし、加入金については「加入金徴収取扱要綱」により、また工事検査手数料は「工事検査手数料徴収取扱要綱」により減免することがある。

なお、給水装置ごとの加入金既得権は、当該給水装置工事施工後のメーター口径に対応し、給水装置撤去工事により消滅する。

6.3 工事検査

工事検査は次に掲げるとおりに行う。

- (1) 工事検査は、6.2の(3)の納入金を納入した申込の工事について、行うことを原則とする。
- (2) 工事検査は、給水装置工事主任技術者の立ち会いで実施するものとし、次に掲げる場合とする。
 - ① 配水支管から給水装置の分岐を行う場合。
 - ② メーターを設置する場合。
 - ③ 工事がしゅん工したとき
 - ④ その他工事の施工過程で管理者が必要と認めるとき。
- (3) 工事検査は、工事が申込書の記載内容及び設計図書のとおりに施行されているかを確認する。
- (4) 指定給水装置工事事業者がしゅん工検査を受ける場合は、あらかじめ水圧検査等の自主検査を十分に行い、給水装置工事検査結果報告書兼申込書に必要事項を記載のうえ、管理者に申し込むものとする（表6-1）。
- (5) しゅん工検査及びその他の検査において、工事に不備があった場合、指定給水装置工事事業者はすみやかにその原因を調査し、修復又はやり直しをしなければならない。

表 6 - 1 給水装置工事検査の申込先

受付場所	所管行政区	給水装置工事の内容
給水装置課	東区, 中央区, 西区	給水装置の新設, 改造, 撤去工事
秋葉工事事務所	江南区, 秋葉区, 南区	給水装置の新設, 改造, 撤去工事
北維持出張所	北区	給水装置の新設, 改造, 撤去工事
西蒲維持出張所	西蒲区	給水装置の新設, 改造, 撤去工事

6.4 変更及び取消

1. 工事の変更

工事着手後に工事に変更になった場合、すみやかに申込者は管理者に連絡し、変更の手続きをとるものとする。この場合、次に掲げる各号に該当するものは当該の申込を取消し、新たに申し込む必要がある。

- ① メーター口径を変更する場合。
- ② 分岐する配水支管を変更する場合。
- ③ 申込者及び給水装置の施行業者が変更になった場合。
- ④ 建物の形態、使用形態が変更になった場合。
- ⑤ 利害関係人が変更になった場合。
- ⑥ その他管理者が必要と認めた場合。

なお、前記以外の軽微な変更については、局審査員及び検査員と協議のうえ、しゅん工届での訂正とすることができる。

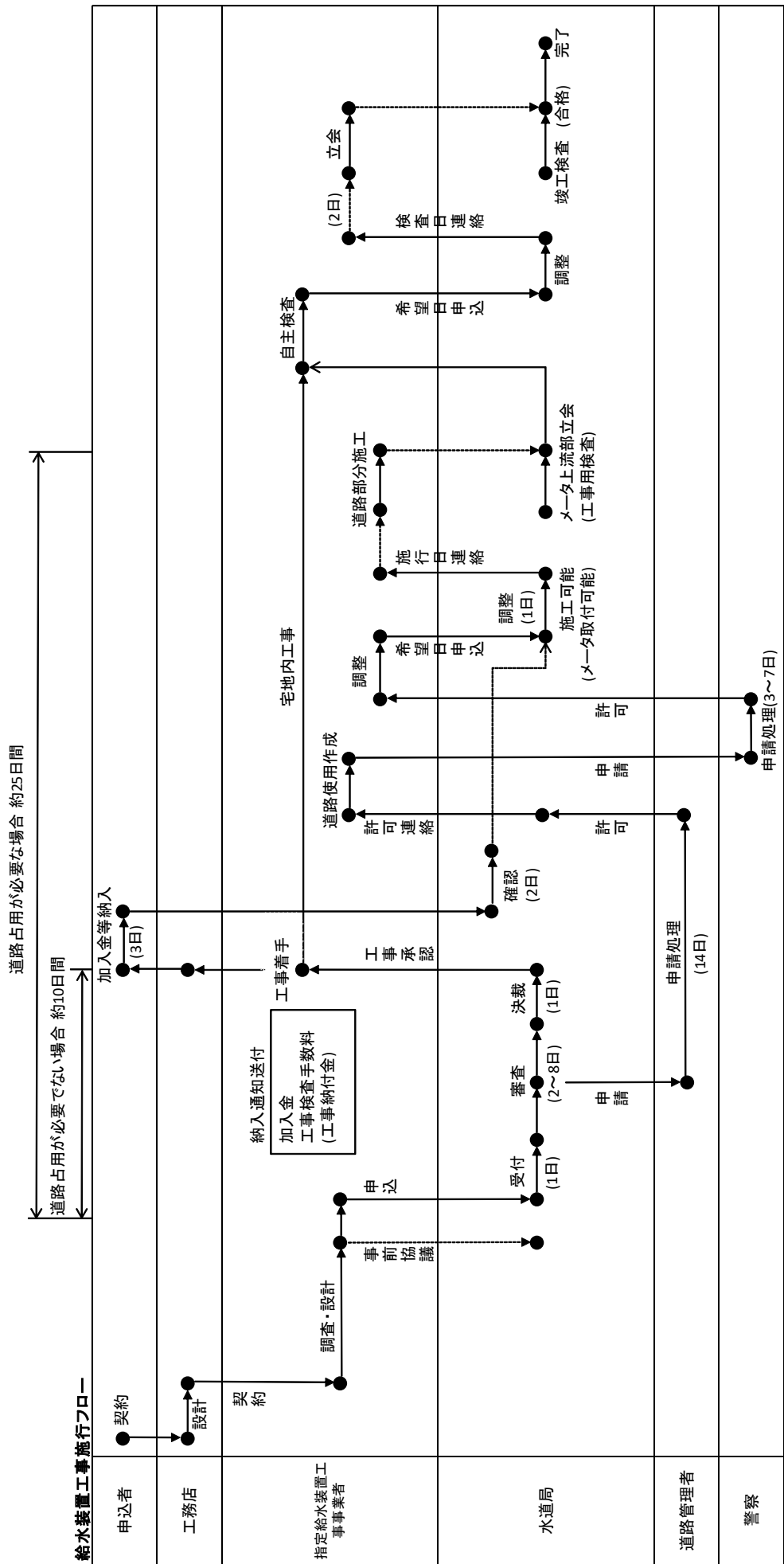
2. 工事の取消

工事着手承認から6ヶ月を経過しても工事に着手しない場合は、その工事申込は取り消したものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。なお、申込者の都合により工事を取り消す場合は、理由を付した工事取消届を提出すること。また、工事検査手数料または加入金を納付された場合は、口座振込依頼書を添付すること。

6.5 しゅん工

しゅん工時の検査で申込書兼竣工届の手直しの指示を受けたものは、翌日までに訂正して提出するものとする。

図 6-1 給水装置の工事申込から施工までのフロー図



6.6 臨時使用給水装置工事

(1) 対象

臨時使用給水装置は工事の施行その他一時の用途に給水するもので、使用水量の多少や断続的使用の有無にかかわらず使用目的が臨時的であることが客観的に明らかなもので、次の各号に該当するものとする。（ただし、使用期間は申請から3年以内とする。）

- ① 各種工事（下水道工事、道路改良工事等）に使用するもので、工事の完成と同時に撤去されるもの。
- ② 開発行為及び区画整理事業等を施行するために設けられるもので、これらの工事等の完成と同時に撤去する仮事務所、仮作業場、仮宿泊所、仮資材置場、仮店舗等に使用するもの。
- ③ 祭礼等催し物を実施するために設けられ、これらの催し物の終了とともに撤去する仮設演芸場、仮展示案内場、仮植木市等季節的及び臨時的な施設に使用するもの。
- ④ その他管理者が必要と認めたもの。

(2) 工事範囲

臨時使用給水装置の工事範囲は、給水装置の設置から撤去までとし、臨時使用を終了したときは、速やかに撤去する。

(3) 工事の申請

臨時使用給水装置の申込みをしようとする者は、指定給水装置工事事業者の中から工事を施行させるものを選定し、工事の契約を行い、次に掲げる書類の内、必要な書類を作成し水道局に提出しなければならない。

- ① 給水装置工事申込書兼竣工届（新設、撤去の2申込書）
- ② 6.1の(2)～(6)で必要なもの。
- ③ その他管理者が必要と認めた書類

(4) 加入金及び工事検査手数料

- ① 臨時使用を終了したときの撤去を条件として加入金は免除する。
- ② 工事検査手数料は通常の申込に準じて徴収する。
- ③ 臨時使用を切り替えて引き続き専用給水装置として使用する場合、または臨時使用期間が申請から3年を超えることとなる場合は、前申込書の完了手続き（新設：しゅん工、撤去：給水装置工事取消）を取り、新たに給水装置工事申込書（改造工事）を提出するものとする。この場合は加入金を徴収する。

(5) 工事の設計審査及び検査等

臨時使用給水装置の申込の設計審査及び検査等の処理は、通常の申込に準じて行う。

(6) 申請の更新

臨時使用期間が年度を越える場合は、年度末毎に臨時使用の更新を申請するものとする。

6.7 井水からの切替え

井水の使用を廃止し上水道の供給を受けようとする場合は、再利用は避け、配管替を行うこと。

ただし、申請者が希望し、既設の給水管及び給水用具が水道法に定める構造材質基準に適合していると認められる場合には、次のとおり取扱う。

1. 事前協議

既設の給水管及び給水用具の利用をするにあたり、主任技術者は使用されている材料及び配管形態について十分な調査を行い、事前協議を行うこと。協議の整ったものは、給水装置工事申込書を提出する。

2. クロスコネクションの防止

- (1) 既設井水管との接続は、現場調査等により配管形態を十分に把握し、地下水揚水ポンプからの配管を確実に遮断して井水の流入を防止すること。
- (2) 上水道と井水の併用をする場合は、井水管との接合はしないこと。
- (3) 上水道と井水の相互融通の目的で設ける切り替えバルブ等の設置は認めない。
- (4) クロスコネクションを発見した場合は直ちに管理者に報告し、上水道との配管を切断したうえ水質試験を行うこと。

3. 使用材料

- (1) 使用できる材料は、給水装置の構造材質基準に関する省令（平成9年3月19日厚生省令第14号）に基づく基準適合品、もしくはこれと同等以上とみなされるものであり、これに適合することを現場で確認すること。
- (2) 構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替える。
- (3) 埋め込み等により確認が困難な場合は、局と協議を行う。

4. 水圧試験

既設井水管の耐圧試験は、常圧の1.5倍の水圧を1分間加圧した後、水漏れ等が生じないことを確認する。

5. 水質試験

水質試験は次のとおり行う。

- ① 上水道給水の切替え後において、水道法第4条に定める水質基準を満足していることを確認する。
- ② 試験項目は、一般細菌、大腸菌類、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH、味、臭気、色度、濁度並びに残留塩素の14項目とする。